一九世紀中葉エジプトにおけるさまざまな土地範疇

——リズカ地について——

加藤　博

はじめに

筆者は、「エジプトにおける私的土地所有権の確立」に関する先の一連の論文において[1]、従来の近代エジプト土地制度史研究にみられる方法論上の誤りとして、以下の点を指摘した。

一九世紀エジプト土地制度史は、通常イスラム的土地国有制度から近代的土地私有制度への移行として叙述されてきたが、この移行過程を実証的に跡づけ、その歴史的意義を検討するに際しては、その大前提として、伝統的イスラム土地法体系の十分な理解を必要とする。というのも、この法体系は、近代法体系とはその構成・性格を全く異にしており、両者の法規範にみられる形式的内容を単純に比較したところで、有意義な結論を引き出すことは不可能だからである。

ところが、従来の近代エジプト土地制度史研究をみるに、そのほとんどにおいてかかる誤りを指摘できるが、その理由は、そこでは、一九世紀エジプトにおける上記土地制度の展開過程が、一九世紀末における大土地所有の形成を事後的に説明するただ単なる法制史的要因あるいは背景としてのみ問題とされてきたからである。つまり、この誤りとは、一言でいえば、歴史の重大な転換期について、それをもっぱらその到達点から遡行的に解釈するという方法論上の誤りであり、その結果、例えば、

そもそもそのようなものなどあるはずもない一九世紀中葉エジプトに、統一的土地規範体系の存在を前提し、一連の土地立法において導入された私的土地所有観念を近代法概念における土地私有観念と同一視したうえで、エジプトにおける近代的土地私有の起源を、当時存在していたさまざまな土地範疇のなかに求めることになった。

ところが、このいわば起源探しが、少なくとも法制史研究として、余り生産的な作業ではないことは、そのなかに、その後の歴史的展開のなかで私的所有権へと容易に転化しうるような一種の所有権上の特権を付与されたものがあったとはいえ、これらさまざまな土地範疇のほとんどは、基本的には国家の財政至上主義的関心に基づく徴税上の範疇であり、土地とその保有者との関係を規定した所有権上の範疇ではなかった、ということを指摘するだけで十分であろう。かくして、筆者は、「エジプトにおける私的土地所有権の確立」に関する一連の論文において、所有権上の範疇として論じるにたるものだけを取りあげ、その他多くの範疇については、必要に応じて言及するだけにとどめた。

とはいえ、一九世紀前半から中葉にかけて、かかるさまざまな土地範疇が存在したことは事実であり、また、当人たちの意向とは無関係に、そこでの直接耕作者は、結果的にこれら土地範疇を整理することになった一九世紀中葉の土地立法によって大きな影響を受けた。従って、これら土地範疇を、法制史研究のなかで取りあげるのではなく、社会経済史研究のなかで、一九世紀中葉の土地立法が当時のエジプト農村社会に与えた影響を探るための事例研究として取りあげるならば、必ずや興味ある成果が期待できるにちがいない。もっとも、そのためには、『法令』は史料として不十分であり、しかるべき性格の史料を必要とすることは言うまでもない。

さて、筆者は、以上の問題関心に従って、一九世紀中葉に存在したさまざまな土地範疇をテーマとした一連の論文執筆を予定しているが、本稿はその最初として、リズカ地 (atyān al-rizqa) を取りあげる。依拠する史料は、エジプト国立公文書館 (Dār al-Wathā'iq al-Qawmīya) に所蔵されている『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』(*mahāfiẓ maʿiya saniya turkī*) のうち、カルトン番号六〔II〕(旧カルトン通し番号三二)・文書番号五六六 (*mahfaẓa raqm 6, wathīqa raqm 566*) と

して整理されている、一二七一年ジュマーダーII月二五日（一八五五年三月一五日）付、エジプト総督庁書記（kātib al-dīwān al-khidīwī）宛て、ダミエッタ「行政区」副長官（wakīl muḥāfaẓa damiyāt）オスマーン・ファウズィー作成報告書である。以下、リズカ地の簡単な解説の後、すぐにでも本題に入るべきところ、本稿で依拠する史料『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』は、今後予定している一連の論文においてもまた依拠する史料であるところから、本題に入る前に、この史料の性格について一瞥しておきたい。

（1）拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」『論文集・地中海地域における集落形成の諸問題』一橋大学地中海研究会編、一九八〇年、所収。「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」『オリエント』第二三巻第一号、一九八〇年。「一九世紀エジプト土地制度史研究――学界事情と史料紹介――」『一橋論叢』第八四巻第六号、一九八〇年。「エジプトにおける私的土地所有権の確立」『東洋文化研究所紀要』第九十一冊、昭和五十七年。

一　史料紹介――『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』――

この史料については、別の機会に簡単に言及したことがある。[1] しかし、筆者の今後の研究計画に占めるこの史料の重要性に鑑みて、以下、繰り返しを厭わず、近代エジプト社会経済史研究におけるその史料的価値を中心に、より詳しい紹介を試みてみたい。

さて、当該文書群のタイトルとなっているマイーヤ・サニーヤ（al-maʿīya al-sanīya）とは、文字通りには「側近」を意味するが、別名「補佐協議会」（shūrā al-muʿāwana）とも呼ばれたことが示すように、エジプト総督の側近くにあって、彼を補佐する内閣あるいは諮問委員会（フランス語訳では、le Cabinet vice-royal）であった。そして、この機関には、当時の言語事情を反映して、アラビア語をトルコ語に、トルコ語をアラビア語にそれぞれ翻訳する部局として、トルコ語局とアラビア語局があった。[2] 当該文書群は、このうちトルコ語局によって収集・整理・作成されたものである。

このように、この『エジプト総督内閣』は、その性格から、国政全般に亘って目をくばり、通常の行政官僚機構、司法裁判制度を総合的に統轄する立場にあったが、同時に、同じくエジプト総督に直属する形で、いわば私

的法律・行政顧問団として設置された立法委員会（majlis al-aḥkām）、地方監視局（dīwān al-taftīsh）などと並んで[3]、通常の行政官僚機構、司法裁判制度では臨機応変に対処できない重要緊急司法・行政・立法業務、およびそのための情報収集活動を行った。そのため、この機関は、一方では、御上の命令をすばやく伝達する上意下達機構として機能するとともに、他方では、末端地方行政レベルの住民の不満を陳情（shakwā）、異議申し立て・申請（'arḍ, irāḍ）という直訴の形で吸い上げる機能を果した。

こうして、『エジプト総督内閣官房文書』とは、当時の中央権力にとって緊急に検討を要するテーマ・事件に関して、『エジプト総督内閣』と地方行政官との間で取り交されたトルコ語・アラビア語文書群を収集・整理したものにほかならないが、『エジプト総督内閣』の前記業務内容から容易に想像されるように、これら文書群は、その内容からして、以下の二つに大別することができる。

第一は、税制改革など新たな政策を実施するためであれ、遊牧民反乱を鎮圧し国内秩序を回復するためであれ、当時中央政府が緊急に必要とした情報に関して、『エジプト総督内閣』と地方行政官とが取り交した文書群である。そして、第二は、徴兵問題であれ土地問題であれ、当時すでに実施されていた国政に対する国民からの陳情・異議申し立てに関して、『エジプト総督内閣』と地方行政官とが取り交した文書群である。

ところで、この二つの文書群に共通しているのは、それらがともに地方当局が作成した報告書を中心に構成されている、ということである。つまり、これら文書群は、地方レベルの情報でもって近代エジプト社会を再構成することを可能にさせるのであって、そこに、当該文書群における最大の史料的価値がある。とはいえ、それらが国家権力の手になる公文書であることには変りない。しかし、この点は、当時のエジプト社会の現実と残された史料状況を考える時、短所であるどころか、長所となりさえする。

例えば、前記大別した文書群のうち、第一の文書群にみられる税制改革関係報告書などには、その正確さはともかくとして、他の種類の史料からは知ることの困難な、全国レベルでの当該税の課税・徴税事情についての情報が含まれている[4]。また、第二の文書群において、国家は

しばしば陳情・異議申し立ての対象となった事件・紛争に調停者として登場し、その解決を指示するが、その際、国家は当事者たちからの証言のみならず、文書証拠を探し出し参照できる立場にあり、こうした国家の裁決過程を具体的に記述した報告書は、さながら一篇の推理小説の観を呈する。(5)

従って、これら文書群の史料としての短所は別のところ、つまり、それはその性格からして、特定テーマ・事件の時系列的分析を許す類の史料ではない、というところにある。確かに、これら文書群にもられている情報の内容は、具体的かつ多岐に亘っている。また、そこでは、国家が必要と判断した限りでの、当該テーマ・事件の「過去」が言及されている。しかし、『エジプト総督内閣官房文書』は、本来、時のエジプト政府がどんなテーマ・事件に注意を払っていたかを示す史料であり、もしそのテーマ・事件が解決し、エジプト政府の関心を引かなくなるや、当該テーマ・事件がこの文書群のなかで再び言及されることはない。かくして、我々は、同一史料による当該テーマ・事件の時系列的分析の手掛りを失う。

さて、以上の叙述から、『エジプト総督内閣官房文書』をどのように利用すれば、その史料としての長所を最も発輝させることができるかについては、もはや多言を要しまい。つまり、その利用方法とは、あらかじめ幾つかの細かい問題設定をしたうえで史料に臨むのではなく、できるだけ自由に史料自体に語らせるという事例研究である。そこで、我々も、今後執筆を予定している「さまざまな土地範疇」に関する幾つかの論文において、「一九世紀中葉における土地立法は当時のエジプト農村社会にどのような影響を与えたのか」という基本問題設定には十分注意を払いつつも、そのほかでは、依拠する史料(6)を、そのそれぞれの性格に応じて、近代エジプト農村社会を知るための史料として、自由に、そして多面的に分析するように努めたい。それでは、以下、本稿のテーマであるリズカ地に話を戻そう。

(1) 拙稿「アブー・スィネータ村醜聞——一九世紀中葉エジプト・村落有力者層の権力基盤——」『東洋文化研究所紀要』第九十九冊、昭和六十一年、一六五—六頁。

(2) 『エジプト総督内閣』(al-ma'iya al-saniya) については、以下の文献を参照のこと。J. Deny, *Sommaire des archives turques du Caire*, Le Caire, 1930, pp. 90—104. H. A. B. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammd*

'Ali, Harvard Univ. Press, 1961, pp. 85—6. A. L. Marsot, *Egypt in the reign of Muhammad Ali*, pp. 102—3.

(3) 立法委員会 (majlis al-aḥkām)、地方監視局 (dīwān al-taftish) については、とりあえず以下の文献を参照のこと。J. Deny, *Sommaire des archives turques*, pp. 123—4, 126—9.

(4) この長所に依拠して執筆したのが以下の二つの拙稿である。拙稿「一九世紀中葉エジプトにおける税制度——その1、不動産賃貸借税——」『イスラム世界』第二五・二六号、一九八六年。「一九世紀中葉エジプトにおける税制度——その2、通行・市場税——」『東洋文化研究所紀要』第一〇三冊、昭和六十二年。

(5) この長所を意識的に打ち出して執筆したのが、註(1)に掲げた拙稿である。

(6) 筆者は、一九八二年から一九八四年にかけてのカイロ滞在中に、『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』のうち、一八五三年から一八六五年に至る一二年間に作成された都合六一カルトンに収められた文書に目を通すことができた。一カルトンには、数行しかない勅令から、数一〇葉、数一〇ページに及ぶ調査報告書まで、平均して二五〇文書が含まれている。

二　リズカ地とは

リズカ (rizqa, pl. rizaq) とは、オスマン・トルコ時代において、兵士やモスクなど宗教慈善機関の職員に対する俸給あるいは年金を意味した。前者、つまり兵士に与えられたリズカは「兵士のリズカ」(al-rizqa al-jayshiya)、後者、つまり慈善機関の職員に与えられたリズカは「慈善のリズカ」(al-rizqa al-aḥbāsiya) と呼ばれた。このリズカは現金あるいは現物で支給される場合もあったが、多くは、一定の土地からの収入がリズカとしてあてられた。かくして、リズカとしてあてられた土地、つまりリズカ保有者の土地がリズカ地 (aṭyān al-rizqa) である。(1)

ところで、「兵士のリズカ」はともかく、「慈善のリズカ」の場合、それは、その目的からいって、ワクフ (waqf, pl. awqāf—分割・譲渡・売却を禁じて信託に供された寄進財産) と同義である。実際、「慈善のリズカ」と訳した al-rizqa al-aḥbāsiya という表現にみられる aḥbās (sing. ḥubus) という単語は、イスラム圏、とりわけ北アフリカにおいてワクフと同義に用いられてきた。にもかかわらず、エジプトにおいてそれを表現するのに、ワクフという単語を避け、ことさらリズカの名称で呼ば

れるようになった理由は、オスマン・トルコが一五一七年にエジプトを征服し、いわゆるイスラム的土地国有原則に基づくムカーター制を実施した際、スルタン一族がモスクなど慈善機関に寄進した「スルタンのワクフ」(al-awqāf al-sulṭānīya) と、当時 ḥubus (pl. aḥbās) として知られていた個人設定ワクフとを区別するためであったという。(2) そして、この事実は、歴代のイスラム国家がリズカ地、ひいてはワクフ地という土地範疇をどのような関心からみてきたかを如実に示している。

すなわち、この種の土地範疇に関する議論は、歴史的にみて、その所有権の帰属をめぐって展開してきた。例えば、オスマン・トルコが前記措置においてリズカ地をワクフ地と区別する法的根拠として主張したのは、ワクフ地が、その所有権がワクフ受益者に帰属する私有地であり、ワクフ受益者が享受するのは「土地税」であるのに対し、リズカ地は、その所有権が国家に帰属する国有地であり、リズカ保有者が享受するのはリズカ、つまり一定額の「地代」である、という点であった。ところが、別の機会で繰り返し筆者が指摘したように、イスラム土地法体系における所有権 (ḥaqq al-raqaba) とは、人間と土地との関係、つまり土地所有権上の具体的規範を含まぬ抽象的観念にとどまっていた。

かくして、そこで展開されているのは、イスラム史のなかで繰り返し観察できる、所有権 (ḥaqq al-raqaba) を用益権 (ḥaqq al-intifāʿ) と対立する概念として規定し、前者を常に国家のもとに置こうとする、いわゆるイスラム的土地国有原則をめぐる巧みな法解釈上のテクニックなのである。(3) そして、かかる法テクニックを駆使するイスラム国家の当該土地範疇に対する関心は、そこでの抽象的な所有権上の問題にではなく、具体的な徴税上の問題にあった。つまり、歴代のイスラム国家は、土地に対する国家の干渉を正当化するかかる財政至上主義的理念を繰り返し表明することによって、地方分権的あるいは封建的傾向のなかで、土地が国家の管理権から離れ、そこでの課税権を喪失する事態を阻止すべく努めたのであった。

そして、実際、歴代のイスラム国家が危惧していた事態は、オスマン・トルコ支配下のエジプトにおいてもまた出現した。つまり、一八世紀末において、リズカ地の普及がみられたが、そのほとんどは個人設定「慈善のリ

ズカ」(al-rizqa al-aḥbāsīya)地であった。そして、その多くは、その後、モスクの維持等の慈善目的のために設定された「慈善ワクフ」(al-waqf al-khayrī)と対照されて、「家族ワクフ」(al-waqf al-ahlī)、つまり、ワクフ設定文書の規定に従って、ワクフ地からの収入がワクフ設定者一族に割りあてられたワクフからなっていた。また、当時なぜこうしたリズカ地が普及したかというと、一七世紀以降、ムカーター制に代ってエジプトの土地・税制度となったイルティザーム(徴税請負)制度下において徴税請負人(ムルタズィム)の自立化が進行する過程で、彼らに免税地として与えられたものの、その所有権上の規定はあくまで国有地であったため、ワクフ化が禁じられていたはずの「徴税請負職免税地」、つまりアワースィー地(al-atyān al-awāsī)を核に、多くの土地がワクフとして設定されたからであった。そして、オスマン・トルコ帝国のエジプト支配弱体化というなかで、かかるワクフ地に課税するなど、現実問題として不可能であった。(4)

かくして、今や明らかなように、ムハンマド・アリー(在位一八〇五―四八年)がリズカ地という土地範疇に対してとった措置は、それまでの歴代のイスラム国家が同種の土地範疇に対して繰り返しとった措置の延長線上にあった。つまり、彼は、イスラム的土地国有観念に基づく一連の土地政策を実施した際、その一環として、リズカ地として知られていた土地範疇の調査を実施し、リズカ保有者の手元にあるワクフ設定文書が不備なリズカ地については、これを不法な(ghayr ṣāliḥ)ワクフ地として没収した。他方、リズカ保有者の権利が正式文書によって法的に確認されたリズカ地については、それをそれまでのリズカ保有者の手元に残したが、一八一三年に開始された検地の際、土地台帳に登録し、そこに正規の土地税(ヘラージュ)を課すとともに、それが再びワクフとして設定されることを禁じた。そして、かかる措置の代償として、リズカ地保有者に対して、年金の支給を主たる業務としたルーズナーメ局(al-rūznāmch)から、生涯限りの年金(fāyd)を支払うこととした。(5)もっとも、かかる措置は、前述した「家族ワクフ」を対象としたものであって、ムハンマド・アリーは、純粋な慈善目的のためのワクフ、つまり「慈善ワクフ」を含むワクフ制度そのものを廃止した訳ではなかった。(6)

ともかく、以上の叙述から確認すべきは、少なくとも

国家にとって、リズカ地という土地範疇に対する関心はもっぱら徴税的レベルのものであり、事実、法律論議のなかでも、そこでの人間と土地との関係がテーマとして取りあげられることはなかった、ということである。(7) 換言すれば、リズカ地がどのような法的土地範疇として規定されようとも、そのことが、そこでの直接耕作者の境遇に何らかの影響を与えるというようなことはなかったのである。なぜならば、彼らにとって、それが土地税と呼ばれようが、地代と呼ばれようが、また、それが誰によって、何の目的に使われようが、一定額の収穫物を差し出すことに変りなかったからである。かくして、もしその後彼らの境遇に変化が生じたとするならば、それは、他の土地範疇で生活していた直接耕作者をも同じく襲った原因によってであろう。

(1) 拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」七三—五頁。

(2) S. J. Shaw, *The Financial and Administrative Organization and Development of Ottoman Egypt 1517—1798*, Princeton Univ. Press, 1962, pp. 45—50, H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad ʿAli*, pp. 20, 31—32.

(3) S. J. Shaw, "Landholding and Land-tax Revenues in Ottoman Egypt", in *Political and Social Change in Modern Egypt*, ed. by P. M. Holt, Oxford Univ. Press, 1968, p. 95, H. A. R. Gibb and H. Bowen, *Islamic Society and the West*, Oxford Univ. Press, 1957, vol. I, part II, p. 173. アイユーブ朝時代におけるこの法テクニックについては、以下の書評を参照のこと。菊池忠純「ムハンマド・アミーン著『エジプトにおけるワクフと社会生活、六四八—九二三A・H(一二五〇—一五一七A・D)』」『イスラム世界』一八号、一九八一年、五八頁。また、後述する「家族ワクフ」と「慈善ワクフ」の範疇分けも、同種の法テクニックであったと考えられる。

(4) H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad ʿAli*, pp. 33—35, H. A. R. Gibb and H. Bowen, *Islamic Society*, p. 177, ʿAbd al-Raḥim, *al-rif al-miṣri fi al-qarn al-thāmin ʿashar*, Cairo, 1974, pp. 69—70.

(5) H. A. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad ʿAli*, pp. 55—59, Y. Artin, *al-aḥkām al-marʿiya fi sha'n al-arāḍi al-miṣriya*, Cairo, 1306 h., pp. 48—49, M. K. Mursi, *al-milkiya al-ʿaqāriya fi miṣr wa taṭawwur-hā al-tārikhi min ʿahd al-fawāʿina ḥattā al-ān*, Cairo, 1936, pp. 77—78. なお、ヒッタによれば、年金(fāyd)の額は、リズカ地の地代の半額(niṣf ujra rizqat-hu)であった。Aḥmad al-Ḥitta, *tārikh al-zirāʿa al-miṣriya fi ʿahd*

muḥammad 'alī al-kabīr, Cairo, 1950, p. 39.

(6) 一九世紀エジプトにおけるワクフ制度については、とりあえず以下の文献を参照のこと。拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」二六―七、二八―三一頁。

(7) この点に関して興味深いのは、時間の経過のなかで最も早く私的土地所有権へと転化した、それ故、従来の研究で私的土地所有権の端緒とされている、一部開墾地（アブアーディーヤ地）に与えられた特権も、その当初にあっては、それがあくまで税制上の特権にすぎないことを示すために、「土地税免除リズカ地」(rizqa bilā māl) と呼ばれていたことである。拙稿「一九世紀後半のエジプト土地・税制度」二頁。

三　事例研究――聖者ダルガーム師のリズカ地――

史料『エジプト総督内閣官房トルコ語局文書』カルトン番号六〔II〕・文書番号五六六、一二七一年ジュマーダーII月二五日（一八五五年三月一五日）付、エジプト総督庁書記宛て、ダミエッタ「行政区」副長官オスマーン・ファウズィー作成報告書の内容を整理して紹介すれば、以下の通りである。(1)

聖者ダルガーム師の子孫 (awlād) の一人ムハンマド・ダルガームは、エジプト総督代理庁 (diwān al-kathḫudā) に対して、当該聖者の名を冠されたダミエッタ沿岸部 (shaṭṭ al-shaykh darghām) に位置する土地に関して、九五八年（一五五一年）付賃貸借文書 (ḥujjat al-ijār) をたてに、以下のような異議申し立て (i'rāḍ) を行った。(2)

《当該文書によれば、九五八年、聖者ダルガーム師モスクの管理人 (nāẓir) ムーサー・ダルガームは、イブラーヒーム・グールバヒーに対して、師のリズカ地 (rizqat al-shaykh) 九二フェッダーン二三キーラート一六サハム(3)のすべてを、六六年の期間で賃貸借に出している。この事実が示すように、当該地は、現在、耕作者によって占有 (waḍ' al-yad) されているが、本来、師のリズカ地として彼（の子孫）の権利下にある土地である。そこで、このたびダルガーム師モスクの聖施設 (sha'āyir) を建立するに際して、当該地を占有者たち (wāḍi'īn al-yad) から取得することを望む次第である。》

そこで、この件はエジプト総督代理庁からダカフリーヤ県庁 (mudīriyat al-daqahlīya) に回され、同県庁の調査の結果、以下の事実が明らかになった。

《当該地は、一二三五年（一八一九―二〇年）の検地（al-misāha）に際して、ダルガーム師の名前によってではなく、当時それを耕作していた賃借人（mustaʾgirīn）の名前によって登録された。また、現在当該地を占有している者たちは、正式の文書（フッジャ）に基づいてそれをなしており、彼らは、毎年そこに課せられる土地税（al-māl）を支払っているが、それとともに、課税額の六分の一にあたる五一九キュルシュ七フィッダ[4]が、（聖者ダルガーム師モスクの維持のための）補助金（inʿām）として徴収されている。》

そのため、同県庁は、この事実をただすために、まず当該地の占有者たちに質問したところ、以下のような答えが返ってきた。

《検地帳から明らかなように、自分たちは正式の文書（フッジャ）に基づいて占有しており、毎年土地税を支払っている。当該地がリズカ地であるとは知らず、実際、検地帳にも、それがリズカ地であるとは記載されていない。また、検地によって、聖者ダルガーム師のリズカとして（上記五一九キュルシュ余りが）特定されている。》

次いで、提訴者、つまりムハンマド・ダルガームに同じ事実をただしたところ、以下のように答えた。

《（確かに、現在当該地は占有の対象になっている。しかし、それは、聖者ダルガーム師の子孫が検地に立ち会わなかったからであり、）もし検地に、彼らのうち誰か一人でも立ち会っていたならば、当該地が現在のように占有されることはなかったであろう。ともかく、（当該地のうち、）聖者ダルガーム師のリズカ地（rizqat al-walī）として現在まで残されているのは、わずか一フェッダーン余りである。》

そこで、改めて検地帳を調べたところ、ダルガーム・アフマド名義の耕地（athar）一フェッダーン一〇キーラート一六サハムが、聖者ダルガーム師のリズカ地であることが判明した。そのため、当該地を占有している耕作者（al-muzāriʿīn al-wāḍiʿīn al-yad）に対して二度目の召還を実施したところ、彼らの代表は、上記九五八年付賃貸借文書（フッジャ）と相容れない内容の書類と文書（フッジャ）一通を持参してきた。そこで、ダミエッタの裁判官（カーディー）に以上を検討すべくただしたところ、彼は以下のように解答した。

《当該地の占有者が保有している揚水具（サーキヤ）と当該リズカ地はダルガーム師の権利下にある物件である。そこで、（以上の前提から、）ダミエッタ沿岸部宗教指導者（shaykh al-islām）と警察（al-dabṭīya）の了解を待って、（占有者から、）毎年三〇〇キュルシュの賃借料（ujra）が徴収されることが取り決められた。ところが、提訴者ムハンマド・ダルガームはこれに同意せず、数日後には、耕作者たちもこれに反対し、耕作を拒否するまでに至った。》

かくして、ダカフリーヤ県庁は、この問題を新たな角度から検討すべく、徴税人（ṣarrāf）に対して、土地と家畜のそもそもの所有者は誰か、現在耕作に従事しているのは誰か、上記五一九キュルシュ七フィッダは誰からどのように徴収されているか、ルーズナーメ局には当該地についての年金（fāyḍ）が登録されているか否か、について問いただしたところ、以下のような解答をえた。

《上記一フェッダーン余りを含む九二フェッダーン二三キーラート一六サハムの土地は、ダルガーム師のリズカ地であった。五一九キュルシュ余りは、現在、担税者である土地所有者（mallākīn al-aṭyān）から土地税とともに徴収されている。また、当該地について、年金はルーズナーナ局に登録されていない。》

次いで、ムハンマド・ダルガームに対しても、ルーズナーメ局には当該地についての年金が登録されているか否か、そして、もし当該地が与えられたとして、彼自身がそれを耕作できるか否か、について問いただしたところ、彼は以下のように答えた。

《当該地はダルガーム師の耕地である。検地時、確かに当該地は彼以外の人物達の名前で登録された。しかし、それは、彼らが検地時にそれを耕作し、かつ、師の子孫のなかに、検地役人に対して、それがダルガーム師のワクフ（waqf al-shaykh darghām）であることを教える人がいなかったからである。また、確かに、ルーズナーメ局に当該地についての年金は登録されていない。しかし、政府（al-diwān）から、年五一九キュルシュ七フィッダの補助金（iʿānīya）が与えられており、それは、当該地の担税者の間で分割負担されている。さらに、耕作者たちは、（ダルガーム師モスクの聖施設の建立のために）年三〇〇キュルシュを提供することを申し出たが、自分はそれに同意しなかった。最後に、確かに、自分自身が当該地を耕作することはできない。しかし、より高い地代でそれを賃借しようとする者はおり、もし彼らに賃貸するならば、現在以上の便益がモスクに与えられることになろう。ともかく、自分がこの問題に熱心なのも、当該地の占有者たちから現状の金額を徴収して、モスクを維持し、将来、聖施設を建立せんがためである。》

また、このムハンマド・ダルガームの解答に対する意見を当該地占有者たちに求めたところ、以下のような答えをなした。

《昨年、ダミエッタ裁判所（マフカマ）において、この問題に関する審問がなされ、提訴者の申し立てには何の根拠もないことが立証された。そこで、自分たちは、問題となっている三〇〇キュルシュの支払いを拒否したのである。現在徴収されている土地税の六分の一相当の五一九キュルシュ余りについては、そ

れはあくまで補助金（in'ām）である。というのも、当該地はすべて、（特定のリズカ提供に拘束されない）私的所有地（milk）だからである。また、自分たちは、正式の文書（フッジア）に基づいて、それを購入する（ṣāra mushtarā-hā）ことによって、当該地の占有者となったのである。かくして、ダルガーム師は、前記一フェッダーン余りの土地も含めて、当該地の一片たりとも所有していない。》

こうして、この問題は、書類調査のためにダミエッタ沿岸部裁判官（カーディー）のもとに送付された後、再びダカフリーヤ県庁に差し戻された。そこで、県庁は、最終的に、提訴者ムハンマド・ダルガームと当該地占有者の代表に対して意見を求めたところ、両者はこれまでの主張を繰り返したが、後者は、それにつけ加えるに、以下の如く陳述した。

《聖者のモスク（マスジド）は自分たちの家屋に隣接しており、また、自分たちにも聖施設を建立することは必要である。そこで、（先日は拒否したものの、）それが信仰のために必要とならば、モスク当局に対する年三〇〇キュルシュの醵金を自分たちが分割負担するのにやぶさかではない。》

かくして、当該地占有者たちに、この点について文書による確認を求めたところ、なかなか返事がこない。そこで、改めて彼らに問いただしたところ、以下のような答えを得た。

《当該地に対して、ダルガーム師は何らの法的権利ももたないところから、自分たちとモスク（マスジド）との関係は慈善（iḥsān）レベルでの関係であり、村民がこの慈善に基づく醵金を分割負担するのにやぶさかではない。しかし、ムハンマド・ダルガームはその受け取りを拒否している。ともかく、この三〇〇キュルシュは、喜捨（ṣadaqa）として占有者たちに分配・負担されるべきものであり、それは全くの慈善行為（iḥsān）である。》

さらに、彼らは、（以上の主張に基づいて、）裁判官（カーディー）に対して、ダルガーム師の（リズカ）地なるものには根拠がないこと、また、支払われるべき醵金は喜捨（ṣadaqa）であること、を証明する文書（フッジア）の発行を求めた。これに対して、提訴者はこうした主張を受け入れることを拒否し、さらに、この拒否にあって、占有者たちは、当該喜捨をも支払わない旨言明することになった。

さて、以上が当該異議申し立てに対する調査過程の概要であり、ダカフリーヤ県庁は、かかる調査結果に基づいて、以下の如き決定を下した。

《当該地は、法的にみて、ダルガーム師の所有地とはいえない。リズカ地についての一二六六年サファル月一四日（一

八四九年一二月三〇日）付決定（qarār）によれば、ルーズナーメ局に年金が登録されているリズカ地は、年金取得を代償に、リズカ保有者の手から離れ、村民によって耕作され、村民はその土地税を支払うとされた。ところが、当該地については、ルーズナーメ局に年金は登録されていない。しかし、当該地の耕作者たちから、土地税のほかその課税額の六分の一が補助金（in'ām）として徴収されている。その額は五一九キュルシュ七フィッダであり、マスムーハ地（masmūḥ al-mashāyikh）[6]とは別に、当該地の担税者によって負担されている。

ところで、上記調査過程において、それが彼の名前で登記されておらず、また、土地法（lāyḥat al-atyān）に従えば彼はそこに何の権利ももちえない、にもかかわらず、当該地がかつて聖者ダルガーム師のリズカ地であったことが判明したことから、この訴訟の当事者たちの間で、当該地の占有者たちが、聖者モスク（マスジド）の聖施設（shaʿāyir）の建立のため、慈善（iḥsān）として年三〇〇キュルシュを聖者当局に提供する旨の合意をみた。しかし、この三〇〇キュルシュの性格をめぐって、占有者たちがそれをあくまで喜捨（ṣadaqa）であると主張したのに対し、提訴者はそれをリズカ地から聖者に与えられる権利の一部であると主張して譲らず、その後、両者はこの合意を破棄することになる。もっとも、たとえこの合意が守られたとしても、年三〇〇キュルシュは、聖者モスク（マスジド）の聖施設を建立し維持するのには不十分な金額である。

ともかく、当該地の占有者たちがこの三〇〇キュルシュの支出を拒否している以上、それに代わる何らかの手段が講じられなければならない。というのも、確かに、現在提訴者は法的には当該地に対して何の権利もないが、当該地がそもそもリズカ地であったことには間違いなく、また、現実問題として、聖者モスク（マスジド）は維持されねばならず、さらに、聖施設の建立はやらねばならぬ事業（al-wājibāt）であるにもかかわらず、当該聖者モスク（マスジド）はワクフ（awqāf）をもっていないからである。そこで、今後、この点に関して、以下の如く定める。現在、当該地九二フェッダーン二三キーラート一六サハムに課せられている土地税額の六分の一に相当する五一九キュルシュ七フィッダが、当該地の耕作者たちから、補助金（in'ām）という名目で徴収されている。（ところが、その性格は、これまでのところ必ずしも明確であったわけではない。）そこで、今年度から、当該金額は、（一つの特別税として）土地税とともに当該地耕作者たちから徴収される。そして、それは一旦国庫（khazīnat al-mīrī）に収められた後、改めて国庫から、それが提訴者自身であろうと彼の後継者であろうと、モスク維持ならびに聖施設建立のために、聖者ダルガーム師モスクの管理者に対して支出されることになる。》

かくして、このダカフリーヤ県庁決定は、そこでの裁決をへるべく、立法委員会（majlis a-aḥkām）に回され

た。そこで、当該委員会は、討議・検討の後、この決定を了承し、ムハンマド・ダルガームの異議申し立てには何の根拠もなく、却下すべき旨布告した。

(1) この文書は、ダカフリーヤ県庁決定(qarār)と立法委員会命令(amr)のコピーを記載した縦六一センチメートル、横二三センチメートルのアラビア語文書三葉と、エジプト総督庁に宛てた簡単な経過報告を記載した縦四七センチメートル、横三一センチメートルのアラビア語・トルコ語文書一葉とからなっている。

(2) エジプト総督庁を補佐する官庁。cf. J. Deny, *Sommaire des archives turques*, p. 116.

(3) 一フェッダーン(約一エーカー)＝二四キーラート、一キーラート＝二四サハム。

(4) 一キュルシュ＝四〇フィッダ。

(5) いわゆる「私的土地所有権」が確立していなかった当時にあって、直接耕作者の土地「保有」に対して国家が課した最も大きな拘束の一つは、土地「保有」の条件として、当該地を彼自身が耕作すべく定めたことである。

(6) 「村長職免税地」。この土地範疇に対しては、以下の文献を参照のこと。拙稿「一九世紀前半のエジプト土地・税制度」七五―六頁。

結語にかえて

以上、事例「聖者ダルガーム師のリズカ地」を紹介した。この事件は、一九世紀前半においてリズカ地と呼ばれていた土地範疇の実態がどのようなものであったかをよく示している。そこで、以下、当該リズカ地の歴史を簡単に振り返ることによって、「リズカ地」の性格について幾つかのコメントを加えてみよう。

当該リズカ地は、その年代は不明であるが、聖者ダルガーム師モスクの維持を主たる目的として設定された個人「ワクフ地」であり、当該モスクの管理は、ダルガーム一族が代々司っていたと考えられる。

この「ワクフ地」の構成・利用形態は不明であるが、史料の内容から、この点についておそらく次のように推則される。この「ワクフ地」は、前近代のワクフのほとんどがそうであったように、(1)「慈善ワクフ」と「家族ワクフ」の中間形態として設定され、前者、つまり「慈善ワクフ」としてもっぱらあてられたのが、ダルガーム・アフマドの名義で検地帳に登録されていた一フェッダーン一〇キーラート一六サハムを核とした耕地であり、後者、つまり「家族ワクフ」として設定されたのが、上記耕地を除く、当該提訴の対象となった約九二フェッダー

ンの土地である。

ところで、ワクフ地とは、文字通り所有権の凍結地として、その自由な処分は法的に禁止されているはずの土地である。ところが、現実には、歴史を通じて、ワクフ地でさえ、長期賃貸借契約などの慣行によって実質的な処分の対象となっていたことが知られている。(2) 実際、当該リズカ地も同様であって、このことを端的に示しているのが、九五八年（一五五一年）付賃貸借文書の存在である。以後、同種の処分が繰り返されることによって、実質的所有者である賃借人、実際の占有者である直接耕作者には多くの変遷があったであろう。その結果、時間の経過とともに、当該地のリズカ地としての性格、また、当該地に対するダルガーム一族の管理権は弱まっていったと想像される。

かかる状況下において、ムハンマド・アリーの土地政策の一環として実施されたのが、一二三五年（一八一九―二〇年）の検地である。この検地において、当該地は、ダルガーム師の名前によってではなく、当時それを耕作していた占有者・賃借人の名前によって、つまりワクフ地としてではなく、一般耕地として登記された。その理由として、ダルガーム一族側は、それがリズカ地であることを申告しなかった彼らの怠慢と検地当局の無知を、占有者・賃借人側は、当該地が実質的にリズカ地としての性格を失っていた事実を挙げている。しかし、ここで確認すべきは、上記理由のどちらが正しいにせよ、当時におけるリズカ地に対するムハンマド・アリーの土地政策からして、当該リズカ地は、明らかに、書類の不備な不法（ghayr ṣāliḥ）ワクフ地であったということである。(3) 実際、当該地については、ルーズナーメ局に年金が登録されていない。

換言すれば、政府は、占有者・耕作者の当該地に対する慣行に基づく権利を法的に追認・正当化したのである。そして、この種の権利がその後の一連の土地立法のなかで「私的土地所有権」となっていくことは、別の機会に詳しくみた通りである。(4) かくして、当該地のワクフ地としての性格は、法的には全面的に否定された。しかし、だからといって、そこの占有者・耕作者たちが当該地にまつわる過去のしがらみから完全に自由になったわけではなかった。というのも、彼らは、口では当該地がリズカ地であった事実を否定しているものの、現実には、お

そらく慣行として、土地税の六分の一に相当する五一九キュルシュ余りを聖者ダルガーム師モスクのために毎年醵金しているからである。

ムハンマド・ダルガームが、聖者ダルガーム師モスク付属の聖施設建立をたてに、当該地に関して異議申し立てを行ったのは、かかる状況下においてであった。この異議申し立てに関連して実施された調査・審問、そして、それに基づいて政府が下した裁決の内容については、前節で紹介した通りである。そのため、それらをここで改めて繰り返すことはせず、当該訴訟調査・審問・裁決過程において看取することができる一つの顕著な傾向を指摘することによって、本稿を終えたいと思う。そして、この顕著な傾向とは、調査の進展とともに、当該訴訟の争点が、当該地における概括的利用権から当該地の「所有権」へと収斂していった、ということである。

つまり、当該訴訟の当初にあっては、当事者双方の関心事は、おおむね慣行によって保証された当該地における既得権益であって、いわゆる抽象的な「所有権」ではなかったように思われる。例えば、提訴者は、当該地が聖者ダルガーム師モスク維持という特定の目的に結びつけられていることを繰り返し主張し、また、彼らの権利が、当該地における土地のみならず揚水具(サーキヤ)、家畜にまで及ぶことを示唆している。他方、占有者・耕作者側にしても、かかるダルガーム一族の権利をむげに否定したわけではなかったことは、彼らが一時、当該モスク付属の聖施設建立のために、特別に年三〇〇キュルシュの醵金を分割負担することに合意していた、という事実がこれをよく示している。

ところが、提訴者が自分たちの権利をあくまで強行に、それも「リズカ地」という法的土地範疇をかさに主張したがために、占有者・耕作者側は態度を硬化させ、先の合意を破棄するとともに、自分たちの権利を、当該地の法的所有権の帰属をめぐる論争のなかで展開するようになっていく。その過程で、彼らは、それがリズカ地ではないことを強調するために、自分たちの占有地をあえて「私的所有地」(milk)と呼び、その処分を「売買」と称している。これらの表現が、法的観点からみて正しくないことは、ここで指摘するまでもない。[5] かくして、彼らは、それまで分割負担してきた、聖ダルガーム師モスク維持のための年五一九キュルシュ余りの醵金が、当該地

占有にともなう義務（ilzām）ではなく、あくまで自由意志に基づく喜捨（ṣadaqa, iḥsān）であると強調するに至るのである。

以上のような傾向を生みだした法制史的背景、それは言うまでもなく、一連の土地立法によって当時展開しつつあった「私的土地所有権」の確立であった。そして、この「私的土地所有権」の確立が当該リズカ地の直接耕作者に与えた影響といえば、それは当該訴訟に対するエジプト政府の裁決のなかに端的に示されている。つまり、彼らの耕作地に対する実質的関係、具体的には、そこでの収穫物に対する彼らの権利が、その内容には何らの変更も加えられることなく、土地所有権上の概念でもって法的に追認されているのである。

(1) 例えば、以下の文献を参照のこと。永田雄三「前近代トルコにおける地域社会の形成とワクフ制度」慶応義塾大学東洋史研究室編・前嶋信次先生追悼論文集『西と東と』汲古書院、一九八五年所収。

(2) 拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」三〇—一、三五—六頁。

(3) 不法なワクフ地については、第二節「リズカ地とは」を参照のこと。

(4) とりわけ、前掲拙稿「エジプトにおける私的土地所有権の確立」七〇—八頁。

(5) 当時エジプト政府は、賃借人の土地はもちろんのこと、自作農の保有地に対しても、私的所有関係を示す単語 malaka「所有する」の派生語を使用することを慎重に避けている。

（一九八七・九・一六脱稿）（東洋大学講師）